

令和５年６月９日

浜松市議会議長　　戸　田　　誠　様

陳情者
住　所 [redacted]
浜松化学物質過敏症の会
氏　名　山田さゆり [redacted]　藤田良美 [redacted]

陳　　情　　訂　　正　　願

令和５年５月９日提出の「化学物質過敏症についての陳情書」は、都合により別紙のとおり訂正しますので、よろしくお取り計らい願います。

2023年 5月 9日

浜松市議会議長　様



住　所 [redacted]

浜松化学物質過敏症の会　　氏　名　山田さゆり　藤田良美

化学物質過敏症について陳情書

要　旨

化学物質過敏症を発症する人が増えて、日常生活・社会生活・学校生活が困難になることから、浜松市を不活性化させている。そのため、早急な認知活動を必要としている。

理　由

化学物質過敏症は、ごく微量の化学物質に反応して体調不良を起こす疾病であり、発症のきっかけ、症状及びその度合いは個人差が大きいことが特徴である。化学物質過敏症が悪化すると、学校へ行くことも働くことも困難になる。肉体的苦痛はもちろんのこと、周囲の無理解による精神的苦痛、生活が破壊されていく恐怖、経済的な困窮、将来に対する不安感などは、筆舌に尽くし難い。

2015年に発表された疫学調査によると、化学物質過敏症の有病率は成人の7.5%に上り、子供の発症者も増えている。しかし、この病について知る医療従事者は少なく、社会的認知度も低い。化学物質過敏症の診断書を書ける医師は国内に数名しかおらず、不適切な処置により体調を悪化させている人が多いことが懸念されている。化学物質過敏症を発症させない、悪化させないために、社会的対策を講ずる必要がある。

ついては、下記事項につき配慮してもらいたい。

1　ポスター・チラシ（ポスターのA4サイズ、別紙参考）を作成し、市内の保健所、役所及び公立病院に掲載・配布すること。

2　チラシ（ポスターA4サイズ、別紙参考）を市内自治会の回覧板に、一軒につき1枚受け取るように回覧すること。

~~3　市内の全ての公立学校の養護教諭向けに、化学物質過敏症の勉強会を開催すること。~~

~~4　市内の全ての公立学校において毎年4月に行われる健康診断の際に、教員及び保護者向けに化学物質過敏症の説明文書を配布すること。~~

~~5　市内の全ての公立学校において毎年4月に行われる健康診断の問診票に、化学物質過敏症に関する質問事項を追加すること。~~

3 ~~6~~　市内の公立病院のどこか1ケ所に週半日のみ、化学物質過敏症の指導と診断書を発行できる医師を配置させること。

4 ~~7~~　化学物質過敏症は免許の更新の時、浜松市の西部運転免許センター（浜北区小松3220担当：中村補佐）で個別の部屋で講習が受けられる情報（2022.5.16確認済）を、浜松市保健所HPサイトに追記すること。また、この情報をポスター・チラシにも掲載すること。

~~8　化学物質過敏症を急に発症して過ごせる場所がない・家族の理解がなく家にいられない人のために、化学物質過敏症の人がとりあえず休める部屋（シェルター）を市の施設の何処かで設けること。~~

4項目削 [redacted]

2か所1項目番号 [redacted]